

矯正保護審議会提言の取組状況

項 目		実施状況等
第2章 21世紀における矯正運営の在り方について		
第6節 質の高い矯正処遇のための基盤整備		
3 職員採用,研修等の在り方		
(3) 矯正と保護との人事交流等の促進		現在,人事交流については,若手職員7名の相互交流及び矯正出身者2名の地方更生保護委員会への受入れが行われている。また,共同研究については,性犯罪者等特定の問題について共同で処遇プログラム作成等を行っているところである。
第3章 21世紀における更生保護の在り方について		
第1節 21世紀における更生保護の基本理念		
第2節 効果的な保護観察処遇の推進		
1 処遇体制の充実強化		
(1) 協働態勢の維持・強化	処遇困難事件への保護観察官の直接的関与の強化 保護観察官の大幅人員増 保護観察官,保護司の処遇能力の向上	体制整備については 第4節1参照 能力向上については 第4節2参照
(2) 執務体制の整備	事件管理の合理化,事件処理の迅速化の推進 地域に密着した機動力ある保護観察実施体制作りの推進	事件事務規程の改正による事務の簡素・合理化策について検討中。 平成13年から順次,新事件管理システム導入が進められ,来年度で全国完了予定。あわせて,システムの一部改修及びセキュリティ強化を検討中。
(3) 関係機関との連携強化	刑事司法機関のほか,医療,教育,福祉等の関係機関との法整備を含めた相互協力体制の整備 矯正官署との連携の強化	下記第7節2に記載のとおり,文部科学省と連携しつつ,保護司と学校との連携による非行防止活動を推進している。 保護観察対象者の就労を確保するための方策について,厚生労働省と協議中。 上記第6節3-(3)のとおり,矯正官署等との人事交流及び共同研究を実施している。
2 保護観察処遇の在り方		
(1) 保護観察分類処遇制度の推進	有効性の向上 類型別処遇制度との統合も視野に入れた制度全般の見直し検討	平成16年度に分類基準の妥当性について,調査研究を実施。

(2) 保護観察類型別処遇制度の推進	社会情勢の変化に対応した新たな類型の策定の検討 各類型の処遇指針の再検討	平成15年4月に類型別処遇要領を全面改定し、「問題飲酒」、高齢」、ギャンブル等依存」を新たに類型に加えるなどした。 平成16年4月からは、覚せい剤事犯対象者の処遇の充実化を図るため、仮出獄者に対して簡易尿検査を実施。 性犯罪等対象者に対する処遇プログラムを策定中。
(3) 長期刑仮出獄者の保護観察の充実	仮出獄の審理及び仮出獄後の保護観察についての更なる充実	「長期刑仮出獄者処遇等実施要領」に基づき、中間処遇実施対象者を受け入れる更生保護施設の拡大、長期刑仮出獄者に対する仮出獄後1年間の重点的処遇等を推進し、保護観察の充実を図っている。
(4) 犯罪被害者に配慮した保護観察処遇の推進	犯罪被害者に配慮した施策の推進検討	特に、凶悪重大な事件をじゃっ起した少年等に対して、被害者への慰謝 慰霊の少年のしよく罪意識について助言指導。
(5) 社会参加活動の充実強化	参加呼び掛け対象者の拡大、活動の種類の多様化、活動先の開拓	短期保護観察のみならず、対象者の拡大を図り、福祉施設、屋外活動先、公共施設等において多様な活動を展開。
(6) 民間協力団体等との連携の強化	処遇の選択肢の一つとしての自助グループ等への参加の促進 対象者の問題や特性に応じて、専門家等の援助が得られる体制の整備 公的機関との一層の連携 協力の強化	類型別処遇マニュアルにおいて、自助グループ等の情報を提供し、連携強化を進めている。
(7) 処遇の場としての更生保護施設の活用	更生保護施設の処遇を地区の保護観察対象者にも有効活用	平成17年度より、更生保護施設において、保護観察所の指導により、更生保護施設等における通所処遇についての調査研究事業を開始している。
(8) 保護者等に対する積極的働き掛け	家族に対する働き掛けの積極化(家族療法等) 健全な生活習慣の獲得、食生活の改善のための働き掛け	保護観察所長が保護者に対する措置を実施すること等を内容とした少年法改正案を第162回通常国会に提出。
(9) 適宜、適切な措置の実施	不良措置の積極的な運用による再犯の未然防止 適切な良好措置の実施	保護観察中の少年について、その遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度的措置等を内容とする少年法改正案を第162回通常国会に提出。
(10) 処遇効果の検証等	処遇効果や有効性の検証の在り方、実施体制の検討	法務総合研究所に対し、具体的な施策に関する効果の検証を依頼している。
第3節 仮釈放制度の適正な運用		
1 矯正施設収容中の者の環境調整の充実	家族関係の調整や関係機関 団体との連絡調整の積極的な実施 G3事案や被害者に特別の配慮を要する事案などに対する環境調整の充実のための組織体制の整備、研修の充実	平成13年3月、環境調整における被害者調査の方法等を具体的に明示した通達を発出し、仮釈放審理の充実に資する環境調整の実施に努めている。

2 仮釈放準備調査と仮釈放審理の充実	<p>保護観察官の施設駐在の拡充のための組織体制の整備 審理機能の一層の充実 必要な情報の収集（刑事訴訟確定記録の積極的な活用、心身の状況や犯罪傾向に関する専門家の所見の活用、被害者感情の聴取等）</p>	<p>平成13年3月、被害者調査の方法等を具体的に明示した通達を発出し、被害者等調査の充実を図り、仮釈放準備調査及び仮釈放審理の充実を期している。 審理事件が増加する中で、充実した審理を可能とするため、効率化・合理化の観点から仮釈放に係る事務手続の見直しを行っている。</p>
3 仮出獄の適正な運用	<p>矯正との緊密な連携による、一層適正な仮出獄の運用（仮出獄の対象及び時期の選択等）</p>	<p>本提言で指摘されているとおり、昭和59年以降、仮出獄の適正かつ積極的な運用の施策を推進しているところ、本提言後も矯正とも緊密に連携し、仮出獄の適正な運用に留意している。</p>
第4節 更生保護官署における人材確保と育成		
1 更生保護官署における必要な定員の確保	<p>保護観察官の積極的な関与を可能とする、必要な定員の確保</p>	<p>国家公務員の大幅削減が進められる中、保護観察官の増員に努めているが、厳しい定員状況の下、平成12年度定員が1,340人であったところ、平成17年度には、1,336人となっている（平成13～17年の間の増員63人、定員削減67人）。（社会復帰調整官を除く）</p>
2 職員の能力向上	<p>中央研修、委託研修、自庁研修の内容及び実施体制の強化 保護観察官に幅広い処遇経験を積ませること 経験の乏しい保護観察官に対する指導助言体制の強化・充実</p>	<p>法務総合研究所が実施する中央研修、各庁で外部の専門家を招いて行う自庁研修においては、当面する行政課題に沿った必要性の高い科目やテーマの選定に努めている。また、外部機関の研修等に委託する委託研修においては、平成13年度以降、年度ごとに行政課題に対応した実施方針を当局で定めて各庁に提示し、委託先機関の開拓、研修内容の充実を図っている。これまで委託研修の一定部分を占めていた電算システム関係につき、総務省で研修が行われるようになったことから、それとのすみ分けを図り、本委託研修の一層効果的な実施に努めることとする。</p>
第5節 保護司制度の充実強化		
1 国民各層から適材を得る方策	<p>地方公共団体との連携の強化 保護司の選考過程の透明性の確保 幅広い分野からの適任者の</p>	<p>保護司会等と連携しつつ、保護司適任者の確保を図っている。また、公募制の導入等、人材確保ルートの更なる多様化に向けて、検討を進めている。</p>
2 保護司研修の充実	<p>研修内容の充実 研修方法の充実</p>	<p>平成16年度、面接技法に関する新任保護司研修用のビデオを作成し、各保護司組織に配布した。また、本年度は、犯罪予防活動及び環境調整についての研修を充実することとし、予算の増額を行った。</p>
3 保護司の待遇の改善等	<p>栄典、表彰等、保護司の貢献が社会的に評価される方針の検討 実費弁償金の増額 地区保護司会等の事務局体制の整備</p>	<p>保護司実費弁償金については、矯保審の提言後、補導費等の単価増及び研修会出席実費等の増額が認められ、平成17年度予算は平成12年度に比べ、額にして約4億6千4百万円、率にして約13%増加している。 なお、保護司実費弁償金の性質上、保護司組織への支給は困難であることから、地区保護司会等の事務局体制の整備について、予算面からの措置は行われていない。</p>

第6節 更生保護施設の充実強化		
1 更生保護施設整備の計画的推進	<p>国庫補助金を始めとする施設整備資金の確保により、着実に計画的に推進 更生保護施設にとってふさわしい設備の在り方について多角的な観点から検討</p>	<p>本提言前から行っていた施設整備費補助金による更生保護施設の整備を継続し(合計28施設)、全面改築した施設については、処遇の観点から集会室設置、バリアフリー化、個室化等を行っている。</p>
2 更生保護施設の職員体制の整備	<p>職員の増配置、外部の処遇協力者を導入するための経費等に係る予算措置 高度に専門的な業務を担うにふさわしい施設職員養成のための研修の充実 栄典、表彰その他その貢献が社会的に評価される方策の検討</p>	<p>平成13年度に外部の処遇協力者の経費、平成14年度に常勤職員1人増の経費、平成16年度に職員の中央研修の経費について、それぞれ予算措置を行った。</p>
3 更生保護施設における処遇の充実強化		
(1) 個別処遇の充実	<p>被保護者の特性に応じた適切かつ計画的な処遇の実施 関係機関・団体との連携の強化 職員間で活発な意見交換を行える体制づくり</p>	<p>更生保護施設職員の研修において面接技法の科目を取り入れたほか、今年度中に更生保護施設職員用の処遇マニュアルを作成するなどして、個別処遇の充実を図る取組みをしている。</p>
(2) 集団処遇その他の処遇プログラムの導入促進	<p>SSTの全国的普及 その他各種処遇プログラムに関する事例の集積、積極的な導入(薬害教育、断酒会等の集団処遇、医療・教育等の外部協力者を導入して行う専門的処遇等)</p>	<p>SSTの研修会開催・マニュアル作成、酒害・薬害の研究会開催・マニュアル作成(作業中)等を官民共同で実施しているほか、各種集団処遇の紹介等を行っている。</p>
(3) 中間処遇制度の充実	<p>効果的な中間処遇プログラムの開発 中間処遇対象者の拡大</p>	<p>中間処遇実施対象者を受け入れる更生保護施設(指定施設)を順次拡大し(平成12年6月末時点21施設、平成17年3月末時点70施設)、施設の実情に合わせた実施細目を定めるなど指定施設における処遇の充実等を図っている。</p>
4 地域社会との交流の促進	<p>地域の人々が処遇に協力できる機会を設けること 更生保護施設が蓄積してきた犯罪・非行に関するノウハウの地域への還元</p>	<p>様々な機会をとらえて、継続して地域住民に対する施設の開放について依頼していることに加え、地域社会の理解を得られるよう、官民共同で更生保護施設の紹介ビデオを作成した。</p>
5 更生保護センター(仮称)の設置	<p>専門的処遇に関する調査研究、施設職員の研修の機能をも備えた更生保護センターの設置検討</p>	<p>更生保護施設の処遇の充実化を優先課題として取り組んできたため、現在のところ着手できていない。</p>
第7節 社会との連携の促進		
1 地方公共団体との緊密な協力関係の維持・発展	<p>更生保護施設及び保護司会に対して、地方公共団体の一層の理解が得られるべく引き続き協力を求めていくこと</p>	<p>各地において、「社会を明るくする運動」の実施等を通じて、保護司活動、更生保護事業等に対する地方公共団体の理解の促進を図っている。</p>
2 犯罪予防活動の充実強化	<p>保護司組織と学校との連携の強化 「社会を明るくする運動」の推進における地方公共団体等との連携の強化 犯罪予防活動についての評価の実施(世論調査等)及びその結果の国民への開示</p>	<p>平成14年度から、学校担当保護司の設置等を内容とする「中学生サポート・アクションプラン」を実施し、保護司と学校との連携による非行防止活動を推進している。</p>

3 関係機関 団体との関係強化	教育、福祉、医療等関係機関との有機的な連携 保護観察処遇における、更生保護と学校との緊密な連携	上記のほか、教育機関、福祉機関、警察等が中心となって取り組むサポートチームの会議に保護観察官、保護司が参画するなどして、少年非行防止における関係機関 団体との連携を推進している。
4 更生保護ボランティアの活動の支援	更生保護に足場を置きながらも、関連分野でも多様な活動を行えるような支援 協力組織の確保及び組織化に向けた努力	更生保護女性会が行う「子育て支援地域活動」、BBSが行う「ともだち活動」等、更生保護ボランティアが行う各種活動の支援を継続し、研修等を通じて、新たな活動領域や組織運営に関する助言も行っている。 また、保護司組織との連携の下、協力雇用主の確保を進めている。
5 更生保護広報の効果的展開	広報の充実 効果的な広報の在り方、更生保護思想の普及宣伝の在り方についての検討	毎年行っている「社会を明るくする運動」や平成16年度に実施した更生保護制度施行5周年記念事業等の事業を通じて、更生保護思想の普及宣伝を図っている。
第8節 法制度整備への取組		
1 更生緊急保護の委託対象を拡大すること	委託対象の拡大 委託期間の弾力的な延長	平成14年の更生保護事業法等の一部改正により、 「罰金又は料金の言渡しを受けた者」、労役場から出場し、又は仮出場を許された者、及び「少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く）」について、国が更生保護事業を営む者等に対して更生緊急保護を委託できるようにした。 従来6月とされていた更生緊急保護の実施可能期間について、本人の更生を保護するため特に必要があると認められるときには、更に6月を超えない範囲で保護を行うことができるようにした。
2 更生保護施設を保護観察処遇に利用できる施設として明確に位置付けること	更生保護施設の刑事政策上の役割を明確化	平成14年の更生保護事業法等の一部改正により、 更生保護施設における保護内容の充実を図るため、広く社会適応を促すための積極的な処遇をも更生保護施設において行い得ることとするともに、更生保護施設における処遇の基準を新設した。 更生保護施設に対する委託内容を見直し、従来の宿所及び食事の提供等に加えて、広く社会適応を促すための積極的な処遇をも更生保護施設に委託できるようにした。
3 更生保護事業及び更生保護法人の活性化を図ること	許認可手続の簡素化等の規制緩和 通所による保護事業等将来的に想定される事業形態に対応した規定 更生保護事業の質の向上に関する規定	平成14年の更生保護事業法等の一部改正により、 一時保護事業及び連絡助成事業について、現行の認可制を届出制に改めるなど規制緩和を図った。 更生保護事業に対する社会の理解と協力の促進を図るため、事業の透明性を確保するための規定を設けた。 更生保護事業に携わる人材の確保に関する規定を整備した。
4 処遇における指導監督面の強化を図ること	保護観察における指導監督面の強化を可能とする法整備についての検討 近年の少年非行の凶悪化・粗暴化に対応できる少年の保護観察の在り方等についての検討	平成17年の第162回通常国会に提出した少年法等の一部を改正する法律案において、保護観察処分を受けた少年が遵守事項違反をした場合、保護観察所の長が、警告や家裁に対する少年院送致等の申請をできる規定を盛り込んでいる。 (運用ではあるが、平成16年から覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査を全国的に開始した。)
5 更生保護基本法の制定を検討すべきこと	緊急性を有するものについての一部法改正 更生保護基本法制定を視野に入れた、国民に分かりやすい法制度整備	更生保護基本法の制定を含めた更生保護関係諸法の整備の在り方について、局内において継続的に検討を行っている。